

総務省組織令の一部を改正する政令参照条文

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2 （略）

3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 （略）

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（サイバーセキュリティ統括官の職務）

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八条第五項において同じ。）の確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報保護の確保に関すること。

三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

（参事官）

第二百十条 本省に、参事官二人を置く。

2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。